

特定商取引法及び割賦販売法改正法成立  
並びに消費者行政の強化について  
会 長 談 話

平成20年6月24日  
東京司法書士会  
会長 小村 勝

**1 特定商取引法及び割賦販売法改正法の成立について**

本年6月11日、参議院本会議において、特定商取引法及び割賦販売法改正法案が全会一致で可決・成立しました。過失を要件としない既払金返還責任制度や過量販売解除権の創設をはじめ、過剰与信防止義務や適正与信義務が定められるなど、悪質商法から消費者を守り、さらに事後的な被害救済を可能とする画期的な法改正が実現したことを高く評価するとともに、関係各位のご尽力に敬意を表します。

しかし、過剰与信の調査事項や支払可能見込額など、実際には、省令やガイドラインに委ねられている部分も多く、被害防止・救済の実効性を盤石なものとするために、省令等の整備充実を強く求めます。

**2 消費者行政の強化について**

また、政府の主催する消費者行政推進会議は、6月13日、消費者行政一元化に関する最終取りまとめ（「消費者行政推進会議取りまとめ～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」）を発表しました。

これは消費者・生活者の視点に立った行政への転換を表明し、消費者庁を消費者行政における司令塔として位置づけ、その所管する法令も具体的に列挙するというものです。消費者のために真に機能する新組織の実現を求めている当会といたしましても、その理念と実効性に賛成し、この新組織の実現を関係諸機関に強く求めるものです。

一昨年の出資法・貸金業法の歴史的な改正以来、日本社会は、経済成長優先一辺倒から消費者保護重視へと確実に変貌を遂げつつあります。東京司法書士会は、今後もこの流れを止めることなく、消費者の権利擁護に努め、高金利や悪質商法等の被害救済に全力で取り組んでいく所存です。